

別紙2 サービス対価の支払方法

1. 維持管理費及び更新業務費の構成

項目		該当する業務	備考
維持管理費	運転管理費	運転管理業務 水質管理業務 消耗品調達管理業務 膜交換業務 薬品調達管理業務 光熱水調達管理業務 浄水キー有効利用業務 業務終了時の引継ぎ業務 災害及び事故対策業務	人件費、薬品費、電力費、 その他経費
	保守点検費	保守点検業務 修繕業務 植栽管理業務 清掃業務	保守管理費、修繕費、その 他経費
	見学者対応費	見学者対応業務	人件費、経費
	保安業務費	保安業務	人件費、経費
	その他の費用		保険料、公租公課、その他 上記に含まれない費用
更新業務費	長期更新計画 策定業務費	長期更新計画策定業務	
	設計費	設計業務	
	工事費	工事業務	

2. 維持管理費及び更新業務費の考え方

更新業務に要する費用は、両市が調達するものとする。

維持管理に対する対価は、維持管理期間を通して年4回に分けて、両市が事業者へ維持管理費として支払う。

3. 維持管理費及び更新業務費の支払方法

1) 維持管理費

ア 修繕費を除く維持管理費

修繕費を除く維持管理費は、下表のとおり四半期に一度支払う。 各四半期終了後、事業者

は当該業務に係る請求書を両市に提出する。両市は、請求書受領後 30 日以内に、モニタリングの結果を踏まえ支払う。

各回	対象期間	支払見込み時期
第 1 四半期	4 ～ 6 月	各四半期終了後の翌月の末日（当該期日が銀行営業日でない場合は翌営業日）
第 2 四半期	7 ～ 9 月	
第 3 四半期	10 月～12 月	
第 4 四半期	1 月～3 月	

また、当該費用は、毎年度 1 回物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、物価変動率を勘案した業務ごとの改定率を当該年度の各業務の対価に乘じ、翌年度 4 月分以降の各業務の対価に反映させる。

イ 修繕費

(ア) 共同浄水場関連

修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期及び費用に従い、業務の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。各四半期の対象期間及び支払見込時期は、上記アと同様とする。また、物価変動による対価の改定についても、上記アと同様とする。

(イ) 場外系施設

故障時等の対策に要した費用及び両市と協議の上で行った修繕に要した費用は、四半期ごとに一括して支払う。

2) 更新業務費

事業者が工事実施の前年度に提出する、工事実施計画書に示す工事費に応じて、工事実施の年度末に支払う。

4. 維持管理費及び更新業務費の変更

1) 長期更新計画の見直しによる工事費の変更

長期更新計画の見直しにより、工事対象設備が当初より変更となる場合には、工事費の変更を行うことができる。

2) 物価変動による変更

(1) 維持管理費

維持管理費は、下表に示す指標に基づき、改定を行う。

提案時の費用の積算の前提となる指標は令和 7 年 11 月 1 日時点のものを参照するものとし、その時点を対象の改定に当たっての起点とする。令和 8 年度末又は両市と事業者が別途

合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させ対価の見直しを行い、以後の改定は見直し後の対価を基に行う。ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。

なお、上記の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、両市と事業者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。

(2) 更新業務費

ア 両市及び事業者は、事業委託契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

イ 両市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。

ウ 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき両市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、両市は、変動後工事費を定め、事業者に通知する。

エ 上記アの規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「事業委託契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、両市又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

カ 予想することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、両市又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

キ 上記オ又はカの規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、両市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、両市は、工事費を変更し事業者に通知する。

ク 上記ウ又は前項の協議の開始日については、両市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、両市が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、両市に通知することができる。

3) 上記以外の変化に対する見直し

(1) 維持管理費の算定根拠である前提条件において考慮されない変動要素又は重大な変更が発生した等の場合は、両市及び事業者は速やかに協議を行い、維持管理費の見直しを検討するものとする。当該協議は、両市又は事業者からの申し込みにより行われるものとし、一方の当事者から申込みを受けた場合は他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。

(2) 前項に記載する協議において合意が成立しない場合、両市は、維持管理費の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により事業者に対して通知する。

項目	該当する業務	備考
運転管理費	運転管理業務 水質管理業務 消耗品調達管理業務 膜交換業務 薬品調達管理業務 光熱水調達管理業務 浄水ケーキ有効利用業務	「建築保全業務労務単価(福岡県)」(国土交通省) ・保全技師Ⅰ・保全技師Ⅱ・保全技師補、保全技術員、保全技術補の平均額を用いた指数 ※変動費は除く
保守点検費	保守点検業務 修繕業務 植栽管理業務 清掃業務	●修繕業務以外 「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・小類別：建物サービス ・品目：建物サービス ●修繕業務 「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・基本分類指数：国内企業物価指数 ・はん用機器、生産用機器、業務用機器の平均
見学者対応費		「建築保全業務労務単価(福岡県)」(国土交通省) ・保全技師Ⅰ・保全技師Ⅱ・保全技師補、保全技術員、保全技術補の平均額を用いた指数
保安業務費		
業務終了時の引継ぎ業務		
災害及び事故対策業務		

その他の費用		「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第 1 表－ 1 中分類指数（全国） ・総合
変動費	電力費	「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第 1 表－ 1 中分類指数（全国） ・電気代
	燃料費	「消費者物価指数」（総務省統計局） ・第 1 表－ 1 中分類指数（全国） ・光熱・水道
	薬品費	「企業物価指数」（日本銀行） ・無機化学工業製品